

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財
の第適初発発	振額最発用振の法發号名	平国債務省人向	平成二年六月三十日
利二用期行行	替低行等替條律行稱	成令第國債第	行第百
子期利利価日	単額項及の根及	二十發行年九月五	四十條九件
の以率子格	面びの適そ拠記	年十月十日	十八年四月行
適後の	金	年十二月二十日	等號に
子年額平す額の振	一十額の定以律社條九特十個	財務大臣向	四十八年四月
計當〇面成るの記替	万一面振の下へ平成第一法會	國務大臣次	行十八號
算た・金二。整載法	円万金替適「平成株式計」	二月十四日	月十四號
期り〇額十數又の	円額機適用振替	第三八回	月十四號
間、五百九倍は規	で関を受法	三十	月十四號
開各利パ円年記定	千は受け「平成十三年法律第	四十	月十四號
始利払いに四金錄に	三百本るとい	三	月十四號
払期セつ月額はよ	七銀もいう	四	月十四號
前にシき十に、る	十行ものとう。	五	月十四號
行われた利ト百七よ最振	億とし。七	六	月十四號
る円日も額口の面座	五する、の五	七	月十四號
た、利と金簿	五。そ規	八	月十四號

十六十五十四十三
払込期日 償還金額

平成三十九年四月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十九年四月十七日
日本銀行の本店又は支店

十二
十一
十
九
八
七
六
五
四
三
二
一

後第
の二
利期
子以

毎年四月十五日及び十月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子として、次の算式により算出した金額を支払う。

第十号に規定する第二期
以後の利子の適用利率
× 領面金額 × $\frac{1}{2}$

十一 初期利率

中途換金の取扱い

(一) 中途換金の買取りは、平成三十一年四月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、算式次に区分に応じ、それぞれの算により算出した金額とする。

平成三十年十月十五日から平成三十年十月十五日までの間の額面金額 + 経過利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 第二期利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

(二) 平成三十年十月十五日以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$)

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受正する法律（平成二十五年法律规定第三条の二十五条の規定による改特別障害者扶

十九

払元
場利
所金
支

日本
銀行